

陸前高田市  
パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓制度ガイドブック



陸前高田市

# 目次

1	陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	P2
2	制度を利用できる方	P3
3	手続きの流れ	P4
4	届出に必要なもの	P5
5	交付書類	P7
6	その他の手続き	P8
7	Q&A	P11
8	利用できるサービス	P15

## 1 陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

陸前高田市は、全ての市民が、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を進めるなかで、令和6年4月1日から陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、宣誓する方に子・親（養子・養親を含む）がいらっしゃる場合、家族として併せて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

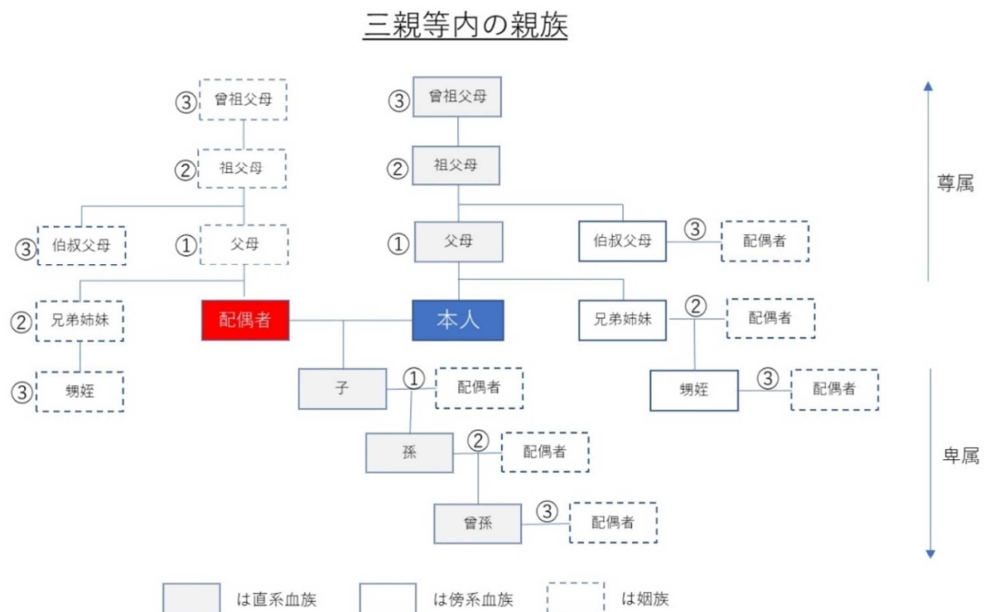
## 2 制度を利用できる方

宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

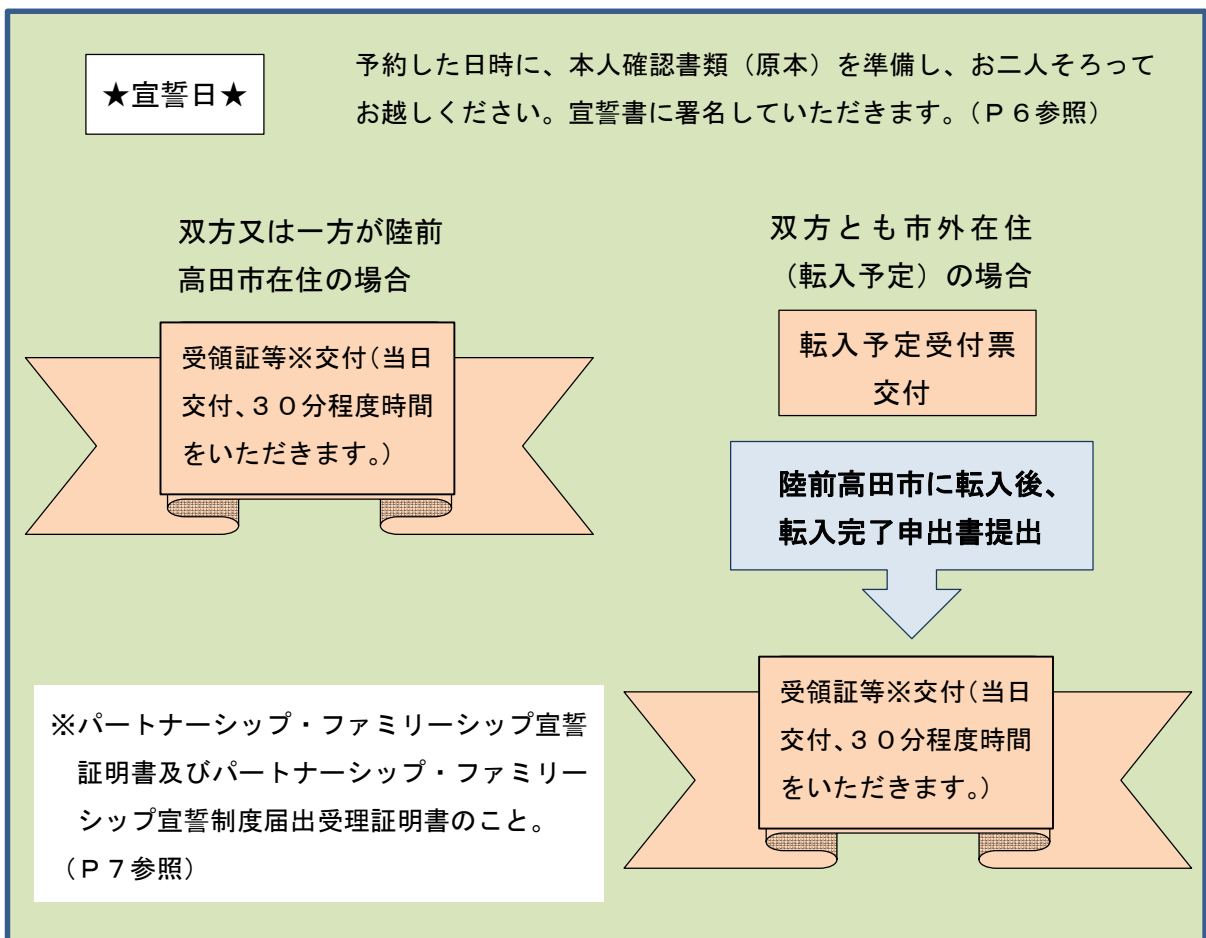
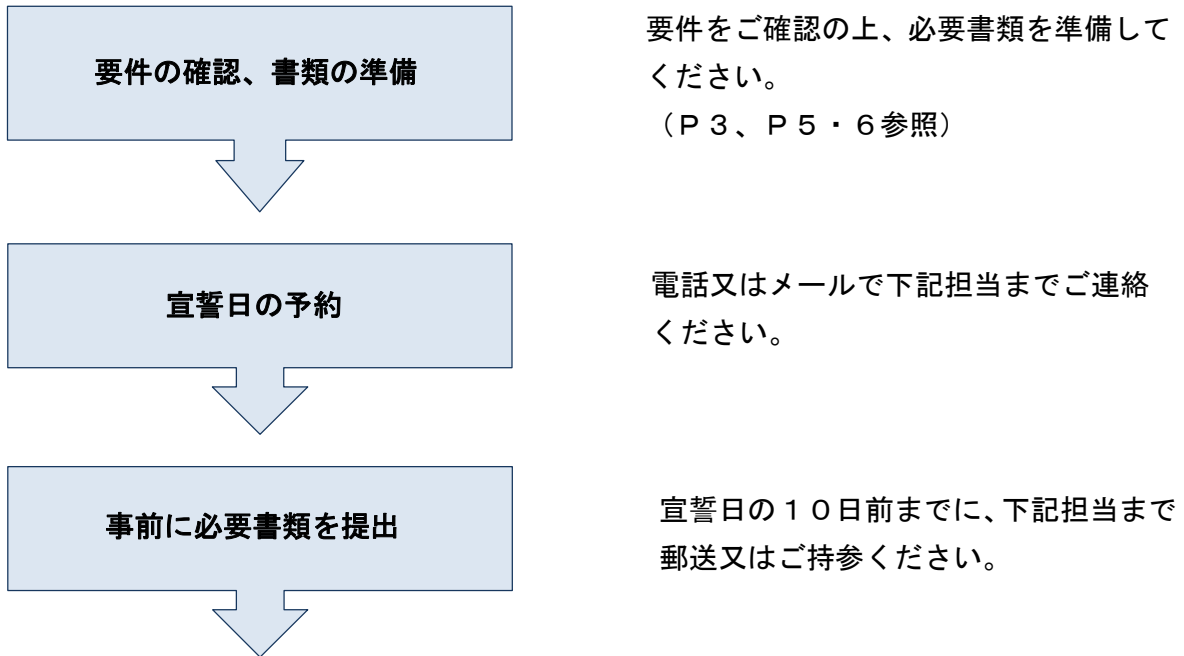
- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係であること
- 成人（18歳以上）であること
- 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること  
（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む。）
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で定められている近親者でないこと  
（下図の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。）

○ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られていること（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

【制度を利用できない者（近親者等）】



### 3 手続きの流れ



#### 4 届出に必要なもの

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

[必要書類（事前提出時）]

必要な書類等	備考	チェック
宣誓書	【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以内に発行されたもの。</li> <li>・ 本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。</li> <li>・ 同一世帯の場合は1通で構いません。</li> </ul> <p>婚姻届と異なり、当制度には住所の要件を定めていることから、確認のためご提出をお願いしています。</p>	<input type="checkbox"/>
（双方が市外在住の方のみ）転入予定であることが分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等</li> </ul> <p>※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。</p>	<input type="checkbox"/>
戸籍謄本又は抄本（本籍地の市区町村で取得できます。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人のみの場合は抄本、ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた謄本を指定してください。</li> <li>・ 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>（ファミリーシップも宣誓する方のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書</li> <li>・ 子については生計同一であることが分かる書類</li> </ul>	<p>【様式第3号】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファミリーシップの対象としたい子・親から、自署による同意書をいただってください。（病気、障がい等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要です。）</li> </ul> <p>※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。</p> <p>※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、証明書等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することができます。（15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能）</p>	<input type="checkbox"/>
（通称名を使用する方のみ日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上）	<p>例）勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等</p>	<input type="checkbox"/>

[宣誓日（予約し来庁する日）]

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	【様式第2号】※市で準備します。	
本人確認書類（原本）	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例）運転免許証、個人番号カード、パスポート、在留カード等 ※上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証などの2点以上。	<input type="checkbox"/>

●双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
転入完了申出書	【様式第7号】	<input type="checkbox"/>
転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・転入から14日以内	<input type="checkbox"/>
転入予定受付票（宣誓日に交付したもの）	・転入予定受付票と引き換えに、【様式第5号】パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度届出受理証明書をお渡しします。	<input type="checkbox"/>
本人確認書類（原本）	上記参照	<input type="checkbox"/>

※ なお、岩手県内自治体間で宣誓証明の相互連携を行っていますが、詳細はお問い合わせ下さい。

## 5 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書【様式第4号】A4サイズ  
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度届出を受理したことを証明するものです。お二人に1枚交付します。

様式第3号 (第6関係) 陸前高田市 第 号  
年 月 日

陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

【パートナーシップ宣誓者】

(氏名又は通称) \_\_\_\_\_ 様 (氏名又は通称) \_\_\_\_\_ 様

(住所) \_\_\_\_\_ (住所) \_\_\_\_\_

(生年月日) \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_

【ファミリーシップ宣誓者】

(氏名又は通称) \_\_\_\_\_ 様 (氏名又は通称) \_\_\_\_\_ 様

(生年月日) \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_

陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6第1項の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を確かに受領しました。

陸前高田市長 公印

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出受理証明カード【様式第5号】  
市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明する運転免許証サイズの携帯用カードです。お二人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表面)

陸前高田市パートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓制度届出受理証明カード

陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

\_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_\_ 様

年 月 日 公印

第 号 陸前高田市長

(裏面)

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、陸前高田市として、お2人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お2人が生き生きと輝き活躍されることを期待するものです。

この証明書の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項



## 6 その他の手続き

### 再交付手続き

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵送または持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第8号（再交付申請書）】 ※申請書の本人確認書類を添付してください。	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等		・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出である住所へ郵送します。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類（P6参照）を持参してください。（お一人での来庁で構いません。）

### 届出事項の変更等手続き

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵送または持参により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類（当初の宣誓届時の説明参照）	受領証等の添付
住所	【様式第9号（届出事項変更届）】 ※届出者の本人確認書類を添付してください。	・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本	要
通称名		・通称名を使用していることが確認できる書類（P5参照）	要
子または親の新たな加入		・対象の戸籍抄本又は謄本 ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	要
子または親のファミリーシップからの削除		—	要
子または親本人の申し立てによ	【様式第10号（申	※申立者の本人確認書類（P6参照）を添付してください	要

るファミリーシ ップからの削除	立書】		
--------------------	-----	--	--

変更後の事項が記載された証明書等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は、送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してください。（お一人での来庁で構いません。）

## 返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。必要書類を担当窓口に持参してください。

返還理由	様 式	備 考
パートナーシップを解消したとき	【様式第12号 (返還届) ※届出者の本人 確認書類(P6 参照)を添付し てください。	・お一人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		※ただし、ファミリーシップに子または親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子または親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は返還届ではなく、様式第9号「届出事項変更届」を提出してください。
宣誓者の双方が市外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。 なお、岩手県内自治体間で宣誓証明との相互連携を行っていますが、詳細はお問い合わせ下さい。 第11号「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」を提出してください。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		

※事前に連絡の上、本人確認書類(原本)を持参してください。

※宣誓書証明書と宣誓制度届出受理証明書カードを返還いただきますので持参してください。

※返還された証明書等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。

※返還され無効となった証明書等の証明書番号は、市ホームページ等で公表します。

◆こんなときは宣誓の内容が無効になります◆

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・ (双方とも転入予定として宣誓をした後) 宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・ 証明書等の不正使用(証明書等の複製、改ざん等を含む)や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、証明書、宣誓制度届出受理証明カードを返還してください。

※無効となった証明書等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

## 7 Q & A

No.	Q	A
1	陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどのようなものですか。	<p>現行の婚姻制度を利用できない（または利用しない）二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓することができる制度です。（パートナーシップ）</p> <p>パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ）</p> <p>※ご本人の同意が必要です。</p> <p>宣誓書を受領した場合、市は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度届出受理証明書」等を交付します。</p>
2	なぜ制度を導入するのですか。	<p>陸前高田市は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組みが広がっていくことを期待しています。</p>
3	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は婚姻制度とどう違うのですか。	<p>婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱で定める制度で、婚姻のような法的効果は発生しませんが、住民票の世帯が同一の場合、これまで「同居人」という続柄しか選択できなかったパートナー及びその近親者等が「縁故者」を選択できます。</p>
4	対象は同性パートナーだけですか。	<p>宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方または双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。</p>
5	パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。	<p>必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。</p>
6	交付された宣誓証明書、宣誓制度届出受理証明カードは、公的な本人確認書類として使用できますか。	<p>使用できません。この制度は、お二人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受領した事実を証明するものです。</p>

7	宣誓することによるメリットはなんですか。	市からの証明証等の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お二人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。
8	子や親も対象とするのはなぜですか。	婚姻のできない二人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても証明書等に氏名を記載できるようにしたものです。
9	外国籍の人も利用できますか。	外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
10	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。
11	パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。	お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。
12	なりすましなどの悪用をされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、証明書等交付時には、宣誓するお二人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった証明書番号をホームページ等で公開します。
13	どんなサービスが受けられますか。	市のサービスでは、従前より、市営住宅の入居や県立病院での面会等に当たっては、状況に応じ家族と同様の関係性にあるものとして配慮されていますが、他のサービス等においても、家族として利用できることが広がるよう、順次検討を進めてまいります。 民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国の取組み例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。 今後、様々なサービスが広がるよう、民間事業者や市民の皆様に対して、市から協力を呼びかけてまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。
14	証明書・宣誓制度 届出受理証明書カ	有効期限はありません。

	ードに有効期限はありますか。	
15	同居していないと制度を利用できませんか。	パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住または転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
16	ファミリーシップの要件はなんですか。	お子さんについては、パートナーの双方または一方の養育関係にあるお子さんを基本とします（同居し世話をしているお子さんや、市外に進学し仕送りしているお子さん等）。親御さんについては、住所や生計同一を問いません。詳しくはご相談ください。
17	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。）
18	プライバシーは守られますか。	宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。また、 <u>宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで適切に管理し、他部署に情報提供することはありません。</u> <u>※本人の性のあり方を、同意なく第三者に暴露すること（アウトティング禁止・防止）に関する理解の啓発に努めます。</u>
19	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
20	通称名は使用できますか。	性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用することができます。証明書には氏名又は通称の記載ができます。宣誓制度届出受理証明カードの裏面には氏名（戸籍名）を記載します。
21	パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合はどうすればよいですか。	返還届をご提出の上、証明書や宣誓制度届出受理証明書をご返還ください。
22	市外に転出する場合はどうすればよいですか。	お二人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、証明書や宣誓制度届出受理証明書をご返還ください。 <b>転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、他自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合があります。</b> ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移

		動される場合の返還届の提出は不要です。
23	転出先では証明書等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、原則転出先で引き続き使うことはできません。ただし、転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、他自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明との相互連携が図れる場合がありますので、改めてご確認願います。
24	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに証明書等をお渡しするため、宣誓日（証明書等交付予定日）の事前予約と10日前までの書類提出をお願いしています。
25	郵送での手続きはできますか。	事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、証明書等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お二人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはできますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
27	ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	ぜひ、一緒においでください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいでください。
28	宣誓に費用はかかりますか。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約することはできますか。	宣誓の受付や証明書等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前9時～午後5時までとなります。
30	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	陸前高田市まちづくり推進課（市役所1階）に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。 陸前高田市高田町字下和野100番地 0192-54-2111（内線121）
31	受領証や宣誓制度届出受理証明書を紛失したらどうすればよいですか。	証明書や宣誓制度届出受理証明書を紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第7号「再交付申請書」を提出してください。



※その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、市役所ホームページからダウンロードできます。

## 8 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】（令和6年4月1日現在）

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができます。（納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要）	税務課 内線 114・115
り災証明書（火災に起因するもの）の申請・受領	り災証明書の申請、受領ができます。	陸前高田市 消防本部 内線 722
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができます。	市民課 内線 131
住民票の記載内容	住民票の世帯が同一の場合、これまで「同居人」という続柄しか選択できなかったパートナー及びその近親者等が「縁故者」を選択できます。	市民課 内線 131
要介護認定の申請	代理手続きができます。	福祉課（介護係） 内線 245
母子健康手帳の交付	原則本人ですが、本人が体調不良の場合はパートナーでもお手続きできます。ただし、事前相談・連絡が必要です。	保健課 内線 231 232
教育・保育給付認定申請（認可保育所入所申込含）	教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請できます。	子ども未来課 内線 255
施設等利用給付認定申請（幼児教育・保育無償化認定申請）	施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請できます。	子ども未来課 内線 255
一時預かり事業利用申込み	保育所（園）の一時預かり事業の利用について、パートナーの子の保護者として申請できます。	子ども未来課 内線 255
病後児保育の利用申請	病後児保育の利用登録及び利用について、パートナーの子の保護者として申請できます。	子ども未来課 内線 255

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために証明書等の提示をお願いすることがあります。（手続きがスムーズになることがあります。）



◆パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	問い合わせ先
市営住宅への同居	市営住宅に同居ができます。	建設課 内線 444
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受給ができます。 （算定にあたってはパートナーの所得が合算される。）	福祉課 内線 212
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できます。	陸前高田市 消防本部 内線 723
患者への面会	病院における面会を認められます。	県立大船渡病院 0192-26-1111 県立高田病院 0192-54-3221
患者の病状説明	患者の病状説明入院患者の病状確認・説明を受けることができます。	県立大船渡病院 0192-26-1111 県立高田病院 0192-54-3221
緊急連絡先の指定	緊急連絡先の指定緊急時の連絡先として指定できます。	県立大船渡病院 0192-26-1111 県立高田病院 0192-54-3221
災害時の安否情報の提供	災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができます。	市民課 内線 131

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために証明書等の提示をお願いすることがあります。（手続きがスムーズになることがあります。）

◆その他

制度・サービス名	制度内容・注意点	問い合わせ先
各種教室への申込み	保護者情報が必要な申請（図書貸出、講座申込等）について、パートナーの子の保護者として申請できます。	開催公民館等
DV相談	パートナーからの暴力の相談ができます。	子ども未来課 内線 251
パパママ教室などの各種教室	・パートナーと一緒に教室に参加できます。 ・パートナーの子の保護者として教室に参加できます。	保健課 内線 231 232

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために証明書等の提示をお願いすることがあります。（手続きがスムーズになることがあります。）

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お二人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書が活用できます。

内容	所管部署	電話番号
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5354

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、先行都市においては以下のような例が見られます。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・診療情報や面会の機会等の提供

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について随時市ホームページで情報提供いたします。

陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック  
(第2版)

令和6年4月発行

陸前高田市市民協働部まちづくり推進課

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地

[TEL:0192-54-2111](tel:0192-54-2111) (内線 121)

Email:machi@city.rikuzentakata.iwate.jp